

山形市健やか教育手当支給条例による健やか教育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	山形県
3. 市区町村名	山形市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	57-2：児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山形市健やか教育手当支給条例による健やか教育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第1の項山形市健やか教育手当支給条例（昭和四十五年市条例第三号）による健やか教育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの 山形市健やか教育手当支給条例による健やか教育手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第1条	山形市健やか教育手当支給条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、両親のいない状態にある児童又は父母の一方がいない状態にある児童等の教育及び福祉の増進を図るため、その保護者に対し健やか教育手当（以下「手当」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		山形市健やか教育手当支給条例（昭和四十五年市条例第三号）

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号	山形市健やか教育手当支給条例第4条
事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	山形市健やか教育手当支給条例第4条の手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項1号ニ	山形市健やか教育手当支給条例第8条第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請を行う者に係る道府県民税に関する情報

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	山形市健やか教育手当支給条例第8条
事務の内容	児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）第三条の二第一項又は第二項の支給停止に関する届出に係る事実についての審査に関する事務	山形市健やか教育手当支給条例第8条第1号の手当の支給の停止に係る審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令31条 項3号	山形市健やか教育手当支給条例第8条第1号

②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	山形市健やか教育手当支給条例第4条の規定により当該手当の受給資格の認定を受けた者に係る道府県民税に関する情報
備考		

届出情報

届出日	2016年09月30日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	